

外部検証委員会規程

(前文)

わが国における動物実験は法令や指針にしたがい実施されており、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示第84号 最終改正、平成25年8月30日）」の遵守状況や動物実験基本指針への適合性に関して、自己点検・評価するとともにその結果について外部の者による検証を実施することが求められている。

公益社団法人日本実験動物学会（以下、この法人）は、各機関が行う動物実験に関する自己点検・評価の結果について外部検証を実施する。その実施のために外部検証委員会（以下、委員会）を設置する。

(目的)

第1条 本規程は、「委員会・ワーキンググループ規程」第6条に基づき、外部検証を客観的かつ公正に実施するため、これを担当する委員会の組織及び運営について定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、以下の事項を審議決定し、実行するものとする。

- (1) 外部検証の実施計画
- (2) 専門員の選考と研修
- (3) 調査員の選考
- (4) 外部検証の結果とこの法人理事長への報告
- (5) その他、外部検証に関し必要な事項

2 委員会は、前項に定めるもののほか、外部検証に関する重要事項を調査し、この法人理事長に意見を述べることができる。

(委員長、副委員長及び委員)

第3条 委員長、副委員長および委員は、この法人理事会の承認を得て、理事長が指名する。

- 2 委員長は委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(委員構成)

第4条 委員会は、次の委員で構成する。

- (1) この法人の会員で、実験動物あるいは動物実験に関する経験と識見を有する専門家 2名
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会（以下、国動協）が推薦する実験動物あるいは動物実験に関する経験と識見を持つ専門家 1名
- (3) 公私立大学実験動物施設協議会（以下、公私動協）が推薦する実験動物あるいは動物実験に関する経験と識見を持つ専門家 1名
- (4) 人文社会学分野あるいは評価分野の専門家 1名
- (5) 動物福祉の専門家 1名

外部検証委員会規程

(6) その他の学識経験者若干名

2 委員には、この法人の会員以外の者が2名以上含まれることとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 第2条第1項の(4)以外に関する審議は、委員長の判断により、メールによる審議に替えることができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、委員会の円滑な運営のため、外部検証事業に関する具体的な実施計画案や報告案等を作成する小委員会を置く。

2 小委員会は、委員長、副委員長および委員長が指名する委員または専門員若干名で構成し、委員長が議長を務める。

(専門員)

第8条 委員会は、外部検証に関する専門の事項を調査するため専門員を選考し、この法人理事長がこれを委嘱する。専門員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 専門員は、調査の公正かつ円滑な実施のため、この法人が行う研修を受けなければならない。

3 委員会は、専門員の名簿を公表する。

(調査員)

第9条 委員長は、調査を希望する機関の地域、規模、研究分野等を考慮のうえ、専門員の中から調査員を指名する。

2 調査員は、当該機関の調査結果を委員会に報告する。

(調査の方法)

第10条 調査の具体的な方法は、委員会が定める。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は、この法人理事会の承認によるものとする。

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。